

(案件第1号)

規約の改正 (案)

(仮称) 八戸西スマートインターチェンジ地区協議会規約を次のとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(仮称) 八戸西スマートインターチェンジ地区協議会 規約</p> <p>(名称) 第1条 本協議会の名称は、「(仮称) 八戸西スマートインターチェンジ地区協議会」(以下「協議会」という。)とする。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、(仮称) 八戸西スマートインターチェンジ(以下「スマートIC」という。)の設置、管理及び運営等について、必要な検討及び調整等を行うことを目的とする。</p> <p>別表 (仮称) 八戸西スマートインターチェンジ地区協議会組織</p>	<p>八戸西スマートインターチェンジ地区協議会 規約</p> <p>(名称) 第1条 本協議会の名称は、「八戸西スマートインターチェンジ地区協議会」(以下「協議会」という。)とする。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、八戸西スマートインターチェンジ(以下「スマートIC」という。)の設置、管理及び運営等について、必要な検討及び調整等を行うことを目的とする。</p> <p>別表 八戸西スマートインターチェンジ地区協議会組織</p>

【改正理由】

インターチェンジの名称決定に伴い、地区協議会の名称を変更するもの。

附 則

この規約は、平成29年6月30日から施行する。